

令和7年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和7年6月25日（水）

〔委員会の概要 こども未来部関係〕

出席委員

委員長	東条	恭子
副委員長	山西	国朗
委員	大塚	明廣
委員	元木	章生
委員	井川	龍二
委員	竹内	義了
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹
委員	曾根	大志

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	鷹取 加奈

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長	原内 孝子
副部長	犬伏 伴都
こども未来政策課長	河井美智子
子育て応援課長	玉岡あき子
こども家庭支援課長	吉田 恵司
男女参画・青少年課長	内海三枝子
中央こども女性相談センター副所長	美吉 克春

【報告事項】

○ フリースクール利用状況等アンケート結果（速報）について（資料1）

東条恭子委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時30分）

直ちに議事に入ります。

これよりこども未来部関係の審査を行います。

こども未来部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

原内こども未来部長

この際、1 点御報告させていただきます。

資料 1 を御覧ください。フリースクールの利用状況等アンケート結果についてでございます。

このアンケートは、令和 6 年 11 月定例会において、調査する旨公表させていただいたものでございますが、この度、速報として結果を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

1 の実施内容でございますが、県内小中学校に在籍する、学校に行きづらさを感じる子供と保護者を対象に、保護者団体やフリースクール運営者などを通じ、御協力いただける範囲で回答をお願いしたものであり、ウェブアンケートによる無記名調査として、2 月 3 日から 2 月 28 日の間で実施いたしました。

2 の概要でございますが、（1）保護者アンケートの結果といたしましては、資料の最下段、②フリースクールの 1 か月当たりのおおよその費用につきまして、授業料や施設利用料等は平均 2 万 5,362 円、運賃等の通所に要する費用は平均 5,332 円という結果でございます。

2 ページを御覧ください。

続いて、④フリースクールへ通うことの課題についてでは、複数回答ではございますが、表の一番左、経済的な負担が大きいのが最も高く、次いで、保護者の仕事との両立が難しいと続いております。

また、子供を対象としたアンケート結果については、資料 2 ページの中段下（2）に掲載しているとおりでございます。

今後は、全体版の結果がまとまり次第、速やかに県ホームページにおいて公開するとともに、市町村や教育委員会などの関係機関と情報共有の上、アンケートで頂いた子供と保護者の声をしっかりと受け止め、効果的な取組を検討してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

東条恭子委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

竹内義了委員

それでは何点かお伺いします。

今の報告で出されましたけれども、まずフリースクールのアンケート結果について、詳細はいつ頃に出される予定でしょうか。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、このアンケートをいつ公開するのかということで御質問を頂きました。

今後、内容を精査いたしまして、7 月中に全体版を県のホームページに公開したいと考

えております。

竹内義了委員

財政的な負担のことも記されていますが、去年の一般質問でも申し上げましたが、財政的な負担というのがかなり重いと思いますし、一般質問の中でも出されていまして、是非対応をお願いしたいと思います。

それでは 2 点ほど、お伺いしたいと思いますが、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

来年度から本格実施ということで国が方針を定めていますが、これまでいわゆる試行を、昨年度確か上勝町でやって、今年は吉野川市でやるということが報道で出されていましたが、心配するのは、来年度から国の事業として実施して、現在、徳島県でいえば 2 自治体が試行するというので、本当に課題の整理ができるのかと思っています。

制度としては、保護者の就労状況にかかわらず、誰でも短期間保育所に預けられるという、これまでの保育の概念から随分かけ離れた内容になっていますし、これまで問題提起もしましたが、現場では相当混乱することが予想されます。

改めて聞きますが、現在の県内の状況、とりわけ試行の状況について、どうなっているのかお伺いいたします。

玉岡子育て応援課長

ただいま、こども誰でも通園制度の県内の現状というところで御質問を頂きました。

こども誰でも通園制度につきましては今、委員からの御質問もございましたように、生後 6 か月から 2 歳までの未就園児を対象として、本来、保育所は保護者の就労が要件となっているのですが、就労の有無を問わず月に一定時間、1 時間単位で保育が利用できるという制度で、令和 8 年度から全自治体で本格的に実施することが予定されております。

県内の現在の状況でございますが、上勝町が令和 6 年 11 月から、吉野川市は令和 7 年 6 月、今月からそれぞれ開始されているところで、現時点では両市町共に利用実績はないとお聞きしております。

なお、上勝町については町内の私立保育所 1 か所を、吉野川市については私立の認定こども園 1 か所を、それぞれ実施箇所として実施しているという状況です。

竹内義了委員

正直に申し上げまして、上勝町で試行ということになれば、そんなに利用状況が上向くというか、利用される方がそもそも少ないだろうと思いますし、吉野川市で今月からということですが、状況はよく分かりませんが、吉野川市の利活用状況を参考にしなければいけないのかなという思いはあります。これは吉野川市で何箇所かやってみて、その課題整理、どういう受持ちで、どういう体制で、どういうことが起こるんだろうとかいうことは、県としてどのように全自治体に課題の共有化を図るとか、お考えはありますか。

玉岡子育て応援課長

こども誰でも通園制度を今、先行して実施している吉野川市の状況を、どのように他市町村にも共有していくかというところでございます。

今現在、2 市町が実施しておりますけれども、それ以外の市町村におきましても、来年度までに所要の条例の制定、改正といった手続ですとか入所の認定、認可手続といった様々な準備作業が必要となってまいります。

その一方で、制度の実施に当たりましては、制度の詳細がよく分からないであるとか、保育士をどのように確保していくのかという、心配するお声もお聞きしているところです。

県としましては、市町村、国の情報を受けまして、県内市町村に向けた説明の場の機会を設けたいとも考えているところです。吉野川市の状況についても、お聞きするとともに、他県の先行事例、運用事例についても広く展開をしてまいりたいと考えております。

竹内義了委員

お願いします。今、国の情報ということでお話を頂きましたが、月に最大10時間でしたか、0 歳児から 2 歳児を好きな時間に預けるということで、はっきり言って現場は混乱しますし、そんな対応ができるのかという思いはあります。

国のこども家庭庁のホームページとか情報を見ても、例えばこども家庭庁は今言った月に10時間、0 歳児から 2 歳児という方針を立ててはいますけど、審議会の議論内容を見ると10時間でいいのだろうかという議論が一方ではあって、全然、制度として確立していないものを来年度から、給付制度ですからしなければいけないようになるわけです。果たして市町村がそれを受けて、できるのかというのは心配しています。

他県の先行事例もということですので、是非他県の状況をしっかり調査していただいて、先だっけの新聞報道でも、こども誰でも通園制度が始まるから人員的な確保もしていかなければいけないということもおっしゃっていますので、そういった面も含めてきちんと対応ができるように、県として市町村との連携を強化していただきたいと思います。

何かまた情報が出た段階では、文教厚生委員会とかそういったところで、きちんと情報提供をお願いしたいと思います。

もう一つですけれども、今年から国のほうで保育施策の新たな方向性が示されまして、こども誰でも通園制度も含めて、いろいろやらなければいけないような状況になっています。その中で、障がい児・医療的ケア児の受入れも強化するという方針が定められていますけれども、これの趣旨としてはよく分かるし、それぞれの保育園、認定こども園でやるのであったらやっていったほうがいいと思いますけれども、現実的には障がい児の受入れを進めるときには加配の制度がしっかりしていなければいけないですし、医療的ケア児を受け入れることになれば最低限、看護師の配置が必要になったりすると思います。

その状況ですけれども、県内で、そういう体制の強化が図られている保育園があるのか、またそういったことに対して国からとか、若しくは県から財政的な支援があるのかどうかをお伺いいたします。

玉岡子育て応援課長

ただいま、障がい児・医療的ケア児の受入れの状況ですとか、体制整備に向けた財政的な支援について御質問を頂いたところでございます。

まず、県内での現状でございますが、障がい児につきましては令和 6 年 4 月 1 日現在、保育所を利用している障がい児の数が 18 市町で 698 名いらっしゃいまして、利用児童数全体から見ますと約 4.6% といった状況でございます。

また、医療的ケア児につきましては、同じく令和 6 年 4 月 1 日現在、6 市町で 6 人というような利用状況になっているところです。

障がい児・医療的ケア児の受入れに対する財政支援でございますが、まず障がい児につきましては、受入れに係る経費につきまして、市町村に交付税措置が既にされておりまして、市町村で地域の実情に応じて取り組んでいただいているところです。現在、民間の保育施設を所管している市町村が 16 市町でございますが、そのうち 11 団体が保育士の加配などを行った場合に支援を行うような独自の補助制度を設けて運用しているところでございます。

また、医療的ケア児への財政的な支援につきましては、国の補助制度がございまして、医療的ケアを行うための看護師の配置であるとか看護師が巡回してケアを行う、あるいは研修を受けた保育士が医療的ケアを行う、そういった受入体制を整備した場合に、国・県・市町村の財政負担の下で支援を実施するということになっておりまして、市町村には積極的な活用を働き掛けているところです。

障がい児・医療的ケア児の受入れに当たっては、そういう財政的な支援というところと、現場の保育士の方々への専門的な知識というか、スキルアップというか、支援も必要かなというところで、財政的支援に加えまして、保育士の専門的な知識や技術の習得をしていただく研修の機会でありますとか、言語聴覚士、心理職などの専門職の方々が保育現場に出向いて、専門的な視点から相談・助言を行うといった支援の充実にも併せて取り組んでいるところです。

竹内義了委員

分かりました。国が交付税措置するから市町村で進めてねと言われても、なかなか進まないのが実態だろうと正直思いますし、今おっしゃっていただいたとおりに、現場段階の知識や体制が整わないと、とてもできないというのが実情だろうと思います。

いろんな多様な子供が保育所に通って一緒にいられるというのは本当に大事なことだろうと思いますし、そういうのは進めていかないといけないと思いますけど、それで現場に負担が掛かるのを非常に危惧しますので、今言ったような財政的なことはもとより、現場の支援、知識や経験や、いろんな職種を配置できるような体制づくりを、いろいろアンテナを張っていただいて、県としても進めていただきたいと思います。

もう 1 点ですけれども、今日財政支援の話ばかりになっているのですが、いわゆる 0 歳児からの 2 歳児の保育の無償化が始まります。恐らくやり方というか対象は違えども、多くの市町村で、この秋から保育無償化が進むと思いますけれども、実際、地方議会では、県にもう少し支援していただかないとなかなか難しいのではないかという率直な意見も出ています。

とりわけ年収の上限の設定とかありますけれども、実際に現場で子供を預かるときに、この子は年収 600 万円のところであるとか、年収 600 万円以下とか、区別できないですし、財政的な負担は県が幾ら出すといっても、市町村が予算を確保して、そのことに充てるわ

けですから、市町村ごとでも相当差異が出るのではないかという危惧はしています。これまで何度も文教厚生委員会の中で言いましたけれども、会計年度任用職員が半数を超える現場がほとんどです。保育士の雇用体制がきちんと担保されていない状況がほとんどなので、そういう会計年度任用職員や臨時、パート、そういう職種が、保育の無償化をすることによって財源を圧迫しますから、そういう率が増えていくのではないかという懸念は持っています。

そうした意味でも保育料の無償化、それから障がい児・医療的ケア児への支援も含めて、もう少し県として財政的な支援を検討していただきたいと思います。見解をお聞きして終わります。

玉岡子育て応援課長

今回の保育料の無償化につきましては、子育て世帯の経済的不安の解消という観点から実施しておりますことから、30代子育て世帯の平均年収なども踏まえまして、世帯年収640万円未満ということで、まずは実施させていただきたいと考えております。

実施に当たりましては、今回の保育料無償化による課題、保育現場、市町村での課題とかニーズについても同時並行で調査することとしておりまして、今、竹内委員から御指摘のあったような点につきましても、十分把握に努めてまいりたいと考えております。

岡佑樹委員

こども誰でも通園制度の関連で、今は徳島県内で利用者はいないという話でした。この制度のことを見ていたんですけど、利用日の決定というのは大体何日前ぐらいに、どういう形でしないといけないのでしょうか。把握されていますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、こども誰でも通園制度の利用手続のことで御質問を頂きました。

何日前というところは、手元にございませんですが、大きい流れとしましては一旦利用者というか、保護者が、現在のところ市町村の窓口に申請をして……

（「それは見たので、構わないです」と言う者あり）

すみません。申込みの何日前までというところは、今は分かりません。

岡佑樹委員

ここにも書いていなかったんです。利用日時を設定してくださいと書いてあるんです。何日前までには申請してくださいというのがなかったら、子供を預かるわけですから、その分、保育士さんが必要になるわけですね。そのままの人数でいける場合もあるだろうし、その日は一人、二人、増やしてとかもしないといけないという認識でよろしいですね。それか普通に預かっている子供が来る人数で、短時間だから、例えば3人来たとしても、本当は一人増やさなければいけないところを、そのまま増やさずとも制度的には別にいいということなんですか。分かりますか。

玉岡子育て応援課長

こども誰でも通園制度の保育の体制の話ですけれども、幾つか実施方法があるのですが、上勝町も吉野川市の場合も、実施方法として、余裕活用型ということで、既存の定員の範囲内で空き定員があるところに、お子さんを受け入れるということになっているので、この制度を始めることにより必ずしもプラスで増員を伴うものではないと思います。

また、今おっしゃったように、0歳から2歳までが保育士の労力も一番掛かる年齢ですので、確かに当日申し込んで預かりということとはございません。事前にいろんなアレルギーとか面談をした上で利用申込みがありますので、必要な保育士を調整して、採用しているところかと思います。

岡佑樹委員

ただでさえ保育士さんはなかなか足りていないという話がありますよね。例えば今まで利用はなかったのだったら、そんな問題は起こらないだろうし、空いているところだったら入れたらいいということも話としては分かりますけど。空いているところだったら。人口が多いところにそれを適用できると思いますか。吉野川市は市で結構人口がいますけど、例えば徳島市でやるとなったときに、それは無理なのは。

当日は無理ですと、それは無理でしょうけど。例えばですけど、前日でも全部段取りをしなければいけないわけです。ですよ。

僕は初めて聞いたんです。話を聞いていて、勉強させていただいて非常に有り難いんですけど、無茶な制度ではないのかという気がするんです。保育士の確保だけでも本当に苦労されている、新しい保育所ができたなら人の引っ張り合いになるような状況がある中で、今まで行っていない子も月10時間だったら預かりますと言われても、その日に施設に集中したらどうするのか。人の段取りができるのか。受けなかったらいいのだろうけど、制度としてきちんと成り立っていくのかなど。財政措置ももちろん必要なんだろうけれども、一番足りないのは人でしょうと思うんですが、その辺に関してはどのようにお考えですか。

玉岡子育て応援課長

御指摘のとおりだと思います。

そうしたことから、今後0歳6か月から2歳の子供が各市町村でどれぐらい見込まれるか、そしてその子供たちがこども誰でも通園制度をどれぐらい利用するかというところを、今全ての市町村において見込みを立てていただいて、その受皿として、市町村内でどれだけの施設にやってもらうべきかというところを今年、市町村のほうで順次、作業をしているところです。

おっしゃるとおり、保育士の確保は難しいところではあるんですけども、適切に準備を進めてまいりたいと思います。

岡佑樹委員

先ほど知った制度なのであれなんですけど、余り詳しいことは分からないし、いろんな対策を考えられるかもしれませんが、来年からでしょう。適切に対応していきますと言ってもどうなんだろうと正直思いますけど。

人を増やせと言ったら来年から人を増やせるのですか。そんな簡単な話だったら今まで

対応できていますよねと思うんです。パートさんを雇ってきて、それで解決する問題なのかとかいう問題だって出てくるし。

だって良質な保育環境を提供するのでしょうか。それなりの知識がある人でないといけない。特に 0 歳児や 2 歳未満の子は、余計に保育士さんの手が掛かるところですよ。人を配置しなければいけないところで。どのように考えていくんだらうかと。

あと 1 年でこれが解決できて、親御さんが安心して預けられるような制度になるかというのは疑問に思うところがあるので、これからまた詳細な制度設計とかも出てくるんでしょうけど、いろんな事例も勘案しながら、その都度、どういう方向へ進んでいくのかというのは御報告いただきたいとお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

こども未来部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、こども未来部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号

以上でこども未来部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時58分）